

## 櫛田川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

### （設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「櫛田川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

### （協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

### （協議会の対象河川）

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－1に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

- 第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。
- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
  - 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
  - 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。

(協議会)

- 第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。
- 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

- 第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。
- 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
  - 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

- 第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表－1 対象河川

| 水系区分 | 河川名                                       |
|------|---|
| 一級水系 | 櫛田川水系                                     |
| 二級水系 | 三渡川水系<br>阪内川水系<br>金剛川水系<br>笛篠川水系<br>大堀川水系 |

別表－2 協議会 構成機関

| 関係機関 | 構成機関   |
|------|--|
| 国    | 三重河川国道事務所<br>蓮ダム管理所                                  |
| 気象庁  | 津地方気象台   |
| 県    | 県土整備部 施設災害対策課<br>県土整備部 河川課<br>松阪建設事務所<br>松阪地域防災総合事務所 |
| 市町   | 松阪市<br>多気町<br>明和町                                    |

別表－3 協議会 構成員及び役員

| 関係機関 | 構成員                 | 役職  |
|------|---------------------|-----|
| 国    | 三重河川国道事務所<br>所長     | 会長  |
|      | 蓮ダム管理所<br>所長        |     |
| 気象庁  | 津地方気象台<br>台長        |     |
| 県    | 県土整備部 施設災害対策課<br>課長 | 副会長 |
|      | 県土整備部 河川課<br>課長     | 副会長 |
|      | 松阪建設事務所<br>所長       |     |
|      | 松阪地域防災総合事務所<br>所長   |     |
| 市町   | 松阪市<br>市長           |     |
|      | 多気町<br>町長           |     |
|      | 明和町<br>町長           |     |

別表－4 幹事会 構成員及び役員

| 関係機関 | 構成員                               | 役職                |
|------|-----------------------------------|-------------------|
| 国    | 三重河川国道事務所<br>副所長                  | 幹事長               |
|      | 蓮ダム管理所<br>専門官                     |                   |
| 気象庁  | 津地方気象台<br>防災管理官                   |                   |
| 県    | 県土整備部 施設災害対策課<br>水防対策班長           | 副幹事長              |
|      | 県土整備部 河川課<br>計画班長                 | 副幹事長              |
|      | 松阪建設事務所<br>副所長兼室長                 |                   |
|      | 松阪地域防災総合事務所<br>副所長兼室長             |                   |
| 市町   | 松阪市 建設部 土木課<br>建設部 建設保全課<br>防災対策課 | 課長<br>課長<br>参事兼課長 |
|      | 多気町 建設課<br>総務課                    | 課長<br>課長          |
|      | 明和町 まち整備課<br>防災企画課                | 課長<br>課長          |